

# 情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定 (DX認定制度) ロゴマーク使用規約

経済産業省  
商務情報政策局 情報技術利用促進課

## 第1条 目的

「情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定(DX認定制度)ロゴマーク使用規約」(以下、「本規約」といいます。)は、国が策定した指針を踏まえ、優良な取組を行う事業者を、申請に基づいて認定する制度(以下、「DX認定制度」といいます。)の広報又は認定を受けた事実を称することを目的として策定した、別紙1に掲げるロゴマーク(以下、「ロゴマーク」といいます。)の使用に際し、遵守すべき事項を定めるものです。

## 第2条 権利の帰属

ロゴマークに関する知的財産権は、経済産業省に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとします。

## 第3条 使用者とその用途

第1項 ロゴマークを使用する者は、経済産業省が別に定める「DX認定ロゴマニュアル」に従うこととします。

第2項 認定を受けた事業者(以下「認定事業者」といいます。)は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、DX認定制度の認定を受けた事実を自社の企業情報としてPRするためにロゴマークを使用することができます。ただし、ロゴマークの使用に関する権利を、経済産業省の同意なく、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。

第3項 認定事業者以外の企業、団体等又は報道機関は、DX認定制度の普及に繋がる用途(広報活動等)に限り、事前に独立行政法人情報処理推進機構の利用許可を得た上で、ロゴマークを使用できることとします。

第4項 DX認定制度の実施主体である経済産業省及び情報処理の促進に関する法律第三十三条に基づき認定に関する事務を行う独立行政法人情報処理推進機構は、本条第1項から第2項の規定に従うことなく、ロゴマークを使用できることとします。

#### 第4条 使用条件

第1項 使用者は、ロゴマークを認定の適用期間中に使用できることとします。

第2項 使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできません。

第1号 DX認定制度の趣旨に反するもの。

第2号 提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのよう  
に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

第3号 法令や公序良俗に反するもの。

第3項 経済産業省は、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとします。

#### 第5条 報告

経済産業省は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は可能な限りこれに協力することとします。

#### 第6条 改訂

経済産業省は、本規約を必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改定することができることとします。

#### 附則

施行日：令和3年4月1日

#### <問い合わせ・報告先>

- ・本規約全般に関する問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

電話：03-3501-2646

- ・本規約第三条第三項についての問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター

DX推進部 運営・経営DX推進グループ DX認定制度事務局

E-mail：ikc-dxcp@ipa.go.jp

(お問い合わせはメールでのみ受け付けております。)

(別紙1)

情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づく認定（DX認定制度）ロゴマーク

本規約の規定するロゴマークとは、以下を指します。

1. ロゴマークのみ



2. 英語表記



3. 日本語表記

